

北アルプス北部山域連絡会 規約

(名 称)

第1条 本会を「北アルプス北部山域連絡会」(以下、連絡会という)と称する。

(定 義)

第2条 この規約において、北アルプス北部山域とは、飛騨山脈のうち槍ヶ岳より北部にある大町市、白馬村、小谷村に跨る長野県側の山群と、蓮華温泉を取り巻く糸魚川市の山群、雨飾山、金山、天狗原山などの小谷村境の北東に位置する山々のことをいう。

(目 的)

第3条 連絡会は、山岳の環境保全及び適正利用の両立を図るため、北アルプス北部山域の山岳関係者、関係行政機関等により組織し、登山道や山岳地域トイレ等の施設の在り方や整備の方法、山岳地域の自然環境保護・生態系の保全等について、情報を交換し、合意形成を図りつつ対策を推進し、利用者参加制度(北アルプストレイルプログラム)の導入検討を通じて、北アルプス北部山域における登山道の維持、管理を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山岳の環境保全及び適正利用に係る事業
- (2) 登山道維持を目的とした登山利用者等からの協力金収受
- (3) その他連絡会の目的達成のために必要な事業

(構 成)

第5条 連絡会は、関係行政機関、山岳関係者の代表及び有識者により組織し、別表のとおりとする。

(役 員)

第6条 連絡会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその仕事を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第10条 会長は第3条に掲げる目的達成のため部会を置くことができる。

- 2 部会は会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する者から互選する。

(会議)

第11条 会議は総会及び連絡会とする。

2 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 山岳の環境保全及び適正利用に関する事項
- (2) 第2条に定める山域の取組みや課題等に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 事業計画及び予算、決算に関する事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

3 連絡会は、必要に応じて会長が招集し、議事のうち重要な事項については、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会計)

第12条 連絡会の経費は、協力金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 連絡会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計処理に必要な事項は、会計処理要領を定める。
- 4 連絡会会計に剰余金が発生した場合、構成団体及び構成員に配分は行わないものとする。

(残余財産の帰属)

第13条 連絡会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局は、会長選出団体及び部会長選出団体が担う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規約は、令和 5年 3月 9日から施行する。(一部改正)

この規約は、令和 7年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規約は、令和 7年 5月29日から施行する。(一部改正)

この規約は、令和 7年 7月18日から施行する。(一部改正)

(別表)

北アルプス北部山域連絡会 名簿

	組 織	備 考
市 村	大町市 地域振興部観光文化課	
	大町市 民生部生活環境課	
	白馬村 観光課	
	白馬村 住民課	
	小谷村 観光地域振興課	
	小谷村 住民福祉課	
	糸魚川市 観光課	
山 岳 関 係	北アルプス北部山小屋組合	
	北アルプス北部地区山岳遭難防止対策協会	
	大町登山案内人組合	
	白馬山案内人組合	
	小谷村山案内人組合	
国	中部山岳国立公園管理事務所 (後立山担当)	オブザーバー
	戸隠自然保護官事務所	オブザーバー
	中信森林管理署 白馬森林事務所	オブザーバー
県	環境部 自然保護課	オブザーバー
	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	オブザーバー
	北アルプス地域振興局 商工観光課	オブザーバー
18名		

北アルプス北部山域連絡会北アルプストレイル部会 運用規程

(定義)

1. この規定において、北アルプス北部山域とは、飛騨山脈のうち槍ヶ岳より北部にある大町市、白馬村、小谷村に跨る長野県側の山群と、蓮華温泉を取り巻く糸魚川市の山々のことをいう。

(目的)

2. 本部会は、中部山岳国立公園における利用者参加制度（北アルプストレイルプログラム）の導入検討を通じて、地域の財産として登山道に関する状況の整理と共有、維持していく方法とこれに携わる人材育成について、協議を行い、持続的に利用可能な登山道を目指すものである。

(事業)

3. 本部会は、北アルプス北部山域連絡会（以下、連絡会）の傘下に位置する部会として、目的を達成するため、次の事業を検討し行う。
 - (1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査
 - (2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受
 - (3) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議
 - (4) その他

(構成)

4. 本部会は、別紙1に掲げる関係行政機関、関係団体、関係事業者によって構成し、必要に応じて構成員を追加する。

(部会長及び部会事務局)

5. 北アルプス北部山域連絡会規約第10条第3項に基づき、部会長は組織構成員である北アルプス北部山小屋組合長とし、事務局は北アルプス北部山小屋組合が担う。また、本部会の事務処理について別表2に掲げる事務を関係機関で分担し、北アルプス北部山域連絡会事務局を上位事務局と位置づけ、部会における事務を行い事務局に報告する。

(会議)

6. 本部会の目的を達成するために部会会議を開いて検討し方針を決定する。

(会計)

7. 本部会で扱われる協力金及びその他の収支について、北アルプス北部山城連絡会口座を充て、年度末までに北部山城連絡会の監査を受け北アルプス北部山城連絡会総会で報告して承認を得る。

付則 この部会運用規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表1 組織構成員

	組織名	備考
市村	大町市 地域振興部観光文化課	
	白馬村 観光課	
	小谷村 観光地域振興課	
	糸魚川市 観光課	
山岳関係	北アルプス北部山小屋組合	事務局
	大町登山案内人組合	
	白馬山案内人組合	
	小谷村山案内人組合	
国	中部山岳国立公園管理事務所（後立山担当）	
	中信森林管理署 白馬森林事務所	
県	長野県環境部自然保護課	

別表2 事務分担

(1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

広報媒体の作成	中部山岳国立公園管理事務所
意識調査	中部山岳国立公園管理事務所
情報整理・発信	全参画機関

(2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受

収受箱、二次元コード決済導入	北アルプス北部山小屋組合
北部山城連絡会口座開設・会計管理	北アルプス北部山小屋組合
現地の収受箱設置、広報媒体掲示・配布	山小屋事業者

(3) 登山道維持における渉外交渉

各山城における実施箇所・内容、配分案の検討	全参画機関
各事業の交渉	